科学技術・学術審議会国際戦略委員会の公開の手続について

令和7年6月18日 科学技術・学術審議会 国際戦略委員会決定

科学技術・学術審議会令第11条及び科学技術・学術審議会国際戦略委員会運営規則第8条の規定に 基づき、科学技術・学術審議会国際戦略委員会(同運営規則第2条第1項の規定に基づき、同委員会に 設置する作業部会を含む。)の公開の手続について以下のように定める。

- 1 会議の日時・場所・議事を原則1週間前の日(1週間前の日が行政機関の休日(以下「閉庁日」という。)の場合は、その直近の行政機関の休日でない日(以下「開庁日」という。)とする。)までにインターネット(文部科学省ホームページの報道発表一覧)に掲載する。
- 2 傍聴については、以下のとおりとする。

(1) 一般傍聴者

- ① 一般傍聴者については、対面傍聴の場合は開催前日(前日が閉庁日の場合は、その直近の開 庁日とする。以下同じ。)17時までに、オンライン傍聴の場合は開催2日前の17時までに科 学技術・学術審議会国際戦略委員会の庶務部局(文部科学省科学技術・学術政策局国際研究開 発政策課)に登録する。
- ② 受付は、基本的には申込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には、抽選も考慮する。

(2) 報道関係傍聴者

報道関係傍聴者については、1社につき原則1名とし、対面傍聴の場合は開催前日17時までに、オンライン傍聴の場合は開催2日前の17時までに科学技術・学術審議会国際戦略委員会の 庶務部局(文部科学省科学技術・学術政策局国際研究開発政策課)に登録する。

- (3)会議の撮影、録画、録音について
 - ① 傍聴者は、主査が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、録画、録音することができる。
 - ② 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。

なお、対面傍聴の際に、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。

- ア. 会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、主査又は事務局 の指示に従うものとする。
- イ.スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
- ウ. 撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。

(4) その他

傍聴者が会議の進行を妨げていると主査が判断した場合には、退席を求めることができること とする。また、主査が許可した場合を除き、会議の開始後に入場することを禁止する。その他、 詳細は、主査の指示に従うこととする。

3 その他

委員関係者・各府省関係者の陪席は、原則各1名とする。